

IV 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保

1 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

【現状と課題】

- ①小学校、中学校の特別支援学級の学級数と在籍者数、通級による指導の対象児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援教育を担当する教員が増える中、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員が毎年100名程度います。また、特別支援学校教諭免許状保有率は特別支援学級で4割程度、通級指導教室で6割程度という低い状況です。特別な支援の必要な子どもに対して、適切な指導や必要な支援を行うために、特別支援教育担当教員の専門性の向上が求められています。
- ②特別支援学校の教職員には、在籍する幼児児童生徒の障がいの重度化・重複化や発達障がい併せ有するなど障がいの多様化への対応、保育所、幼稚園、学校等からの相談に対応するための知識や指導力が求められています。
- ③視覚障がい及び聴覚障がいについては、当該障がい種の免許状を保有する教員に限られているため、専門性の維持・向上を計画的に図る必要があります。

■特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 50.8% | 49.3% | 44.5% | 41.4% | 43.7% |
| 中学校 | 32.1% | 37.7% | 33.3% | 34.4% | 35.9% |
| 合計 | 44.2% | 45.4% | 40.9% | 39.1% | 41.2% |

出典：島根県教育委員会

■通級による指導担当者の特別支援学校教諭免許状保有率

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 65.5% | 69.0% | 68.4% | 59.3% | 60.7% |
| 中学校 | 42.9% | 48.3% | 61.8% | 57.6% | 45.7% |
| 合計 | 57.8% | 62.1% | 65.9% | 58.7% | 55.2% |

出典：島根県教育委員会

■特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況（平成30年度）

| 障がい種 | 当該障がい種の免許状保有率 |
|-------|---------------|
| 視覚障がい | 45.8% |
| 聴覚障がい | 38.7% |
| 知的障がい | 93.9% |
| 肢体不自由 | 98.9% |
| 病弱 | 85.7% |

※「視覚障がい」は、自立活動等の免許状保有者を除いた保有率

※調査対象：県内特別支援学校教員

出典：文部科学省「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」

【今後の取組】

(1) 特別支援教育に関する指導力の向上

通常の学級の担任を含めた全ての教員に、特別支援教育やインクルーシブ教育システム構築に関する知識や技能を有していることが求められています。全ての教員の基礎的な知識・技能の向上と、学校全体としての多岐にわたる専門性の確保や、特別支援教育に関する指導力を高めていくために、県教育センターや市町村教育委員会と連携を図りながら計画的・体系的な研修の再構築を行います。また、校（園・所）外での研修のみではなく、特別支援学校センター的機能や支援専任教員などの外部の資源を活用して、校（園・所）内において研修や助言を受け、専門性が高まるような取組を推進していきます。

特別支援学級を実際に経験し、特別支援教育の見識を高められるよう、多くの小学校、中学校の教員が複数年にわたり特別支援学級担任を経験するような仕組みや人事異動上の考慮を検討していきます。

併せて特別支援学校教諭免許状保有率向上のため、認定講習の実施や国立特別支援教育総合研究所、放送大学の認定通信教育受講の推奨を行っていきます。

また、SC（スクールカウンセラー）¹⁴やSSW（スクールソーシャルワーカー）¹⁵との連携は有効であるため、全ての学校において今後も連携した指導を行っていきます。

¹⁴ SC（スクールカウンセラー）・・・学校の教育相談を充実させるため配置される臨床心理士等で、主に児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者に対する助言・援助を行う。
（出典：文部科学省HP参考）

¹⁵ SSW（スクールソーシャルワーカー）・・・教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくことを目的とする。（出典：文部科学省HP参考）

(2) 特別支援学校における専門的指導力の向上

新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導の充実や発達障がいを含む様々な障がいに関する専門性の向上、障がいの重度化・重複化への対応の充実のため、実践研究を行い、OJTを通して全教員の指導力の向上を図っていきます。

これらにより得られた成果については、特別支援学級担任を対象とする授業公開を実施するなどして、小学校、中学校等とも共有し、各地域の特別支援教育に関する専門性の向上を図っていきます。

併せて、PT（理学療法士）¹⁶・OT（作業療法士）¹⁷・ST（言語聴覚士）¹⁸などの外部専門家を活用し、より専門的な知識や技能の向上も図っていきます。

また、視覚障がい及び聴覚障がい特別支援学校の専門性を担保するために、研修派遣や認定講習への参加を促し、当該障がい種の特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図るとともに、視覚障がい、聴覚障がいそれぞれの専門性を有する教員を、専任教員として配置する検討を進めていきます。

2 人材育成と人材確保

【現状と課題】

- ①大学の教職大学院や国立特別支援教育総合研究所への派遣、各学校におけるOJTなどで人材育成を行っていますが、そういった研修を受けた人材が、各地域や県において特別支援教育の中核を担う存在として位置づけた活用がなされていないといった課題があります。
- ②近年、教員を目指す人材が減少していますが、特別支援学校教諭を目指す人材の減少が顕著となっています。

【今後の取組】

(1) 特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教員の育成

県全体の特別支援教育を推進していくために、中心的な役割を担う人材の計画的な育

¹⁶ PT（理学療法士）・・・医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主としてその基本動作能力の回復を図るため、運動を行わせ、及び物理的手段を加えることを業とする者。（出典：理学療法士及び作業療法士法参考）

¹⁷ OT（作業療法士）・・・医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、作業を行わせることを業とする者。（出典：理学療法士及び作業療法士法参考）

¹⁸ ST（言語聴覚士）・・・音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。（出典：言語聴覚士法）

成が必要です。特別支援学校長会など各種校長会、市町村教育委員会などと連携し、人材を育成していきます。

これらの人材育成を進めるにあたり、研修の再構築を図り、大学の大学院や国立特別支援教育総合研究所への派遣研修や特別支援学校と小学校、中学校、高等学校との人事交流を有効に活用していきます。

(2) 特別支援教育を目指す人材の確保

県内大学や高等学校と連携して、大学の教員養成課程の学生や高校生に対して、特別支援教育への理解啓発を図るとともに、特別支援学校における教育実習生の受け入れの体制を整備し、特別支援教育の教員を目指す人材の確保を図っていきます。